

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和6年9月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称 及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
355	株式会社関工業	千葉県東金市油井188番地28	関 志津子	株式会社関工業	千葉県東金市油井188番地28	令和11年9月29日
366	株式会社ニューアトラス	千葉市稲毛区長沼原町357	寒河江 幹雄	株式会社ニューアトラス	千葉市稲毛区長沼原町357	令和11年9月29日